岡山県立笠岡商業高等学校における「独占禁止法教室」の開催について

令和7年10月28日 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、 独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができ るよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで中国地区に所在 する高校等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています(別 紙参照)。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催する こととしました。

記

- 1 実施日 令和7年11月4日(火) 13:05~13:50
- 2 場 所 岡山県立笠岡商業高等学校 岡山県笠岡市笠岡3203
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員
- 4 対象者 岡山県立笠岡商業高等学校 ビジネス法規 3年生
- 5 内 容 公正取引委員会と競争政策、消費者がより良い商品やサービスを自主的 かつ合理的に選べるための仕組み等
 - ※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和7年10月31日(金)17時までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所 総務課 電話 082-228-1501 (代表)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional office/chugoku/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を 遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と 役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び 大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座(例:「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など) や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の実績(中国地区)

年度	中学校	高校	大学
令和4年度	7校	2校	10校
令和5年度	11校	4校	9校
令和6年度	9校	3校	8校

独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、 具体的なイメージをもつことができました。 (学生)
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。(学生)
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請 法等について説明をいただいたことで、概要 が分かり易かった。(教授)
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にか かわっていることを知ることができ、社会人 になる上での参考となりました。(学生)

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 中国支所

総務課 担当:能地

TEL 082-228-1501(直通)